

入札心得

競争入札参加者は、下記の事項に留意して入札に参加してください。

- 1 刑法に抵触することなく、かつ、独占禁止法等関係法令を遵守し、入札の公正、公平を害するような行為を行わないこと。
- 2 入札参加者は、入札執行者が指定する日時及び場所において、指示に従って入札書を提出すること。
- 3 代理人が各書類を提出するときは、委任状を提出すること。
- 4 入札書には以下の事項を記載すること。
 - (1) 入札金額（消費税を含まないこと）
 - (2) 住所・社名・代表者名・社印
(代理人は、委任状に使用した代理人の印鑑を押印すること)
 - (3) 提出年月日
 - (4) 宛名
- 5 入札書は、「令和8年度新居浜市鳥獣被害防止総合対策事業」と記入した封筒に封入すること。
- 6 次の各号に該当する者の入札書は、無効または失格とする。
 - (1) 入札参加資格のない者
 - (2) 代理人で委任状を提出しない者
 - (3) 指示された書類が不足する者または必要記載事項を記載しない者
 - (4) 同時に2種類以上の入札書を提出した者
 - (5) 入札に関して不正な行為を行った者
 - (6) 指定した時間に遅れてきた者
- 7 落札業者の決定方法は以下のとおりとする。
 - (1) 予定価格（見積目標価格）内の最低価格をもって決定金額とし、速やかに売買契約を交わすものとする。
 - (2) 契約価格は決定金額に100分の10を乗じた金額とする。
 - (2) 入札の回数は2回までとし、所定の入札を行っても予定価格に達しない場合は見積合わせを行う。ただし、協議が整わない場合は、入札内容を変更の上、再入札を依頼する場合がある。
 - (3) 同額の入札書があった場合は抽選とする。
- 8 各業者は、連合して会合するなど疑惑を招く行為を慎むこと。もし、事実が判明した場合は、入札の執行を中止することがある。また、契約締結後であっても、不正の事実が判明した場合には契約を解除することがある。